

取扱区分：「公開」

平成29年第11回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成29年10月10日(火) 10時05分～

於：周南市徳山保健センター 健康増進室3

平成29年第11回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成29年10月10日(火) 午前10時05分 ~ 10時35分

2 場 所 周南市徳山保健センター 健康増進室3

3 会議に付した議案

議案第32号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第33号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
〈追加議案〉		
議案第34号	農業委員の辞任について	1件
報告第46号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	3件
報告第47号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	14件
報告第48号	非農地証明について	6件

4 出席委員

第1番	岩田 実 君	第2番	弘中 壽 君
第3番	山崎 光夫 君	第4番	徳本 勉 君
第5番	秋 貞 啓子 君	第6番	佐伯 伴章 君
第7番	高橋 恵 君	第8番	田中 榮作 君
第9番	藤井 孝 君	第10番	西田 孝美 君
第11番	笠井 保雄 君	第12番	原田 雅之 君
第14番	竹安 昌巳 君	第15番	林 俊一 君
第16番	松田 孝行 君	第17番	藤原 典子 君
第19番	杉村 龍男 君 (会長)		

5 欠席委員

第13番 歳 光 時 正 君

第18番 岩 田 学 君

6 関係人

なし

7 事務局職員

局 長 隅 浩 二

次 長 藤 井 豊

次長補佐 小 西 美佐江

書 記 時 重 智 一

事務局長

改めまして、皆さん、おはようございます。

お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしくお願ひいたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は19名中17名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数の過半数を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第13番歳光時正委員、第18番岩田学委員の2名でございまして、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

次に、総会の開始前に、議案書の修正が1件ありますのでお願ひいたします。

議案書2ページ、「議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について」でございしますが、1番につきまして、平成29年10月6日、申請者から取下げ書の提出がございましたので、削除をお願ひいたします。

それでは、議長よろしくお願ひいたします。

開会（午前10時05分 ～ ）

議長（杉村会長）

おはようございます。雨が降って稲刈りが遅れたりという状況が、去年と同じように続いておりますけど、お天気のリ復を待ちたいと思っております。

それでは只今より、平成29年第11回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第4番徳本勉委員さん、第11番笠井保雄委員さんのご両名にお願ひいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第32号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願ひいたします。

事務局長

議案書の1ページをお願いいたします。議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案2件でございます。

それでは、まず1番についてご説明いたします。申請地は●●地区の大字●●に所在する農地の田、1筆、1,934平方メートルでございます。

権利移動の事由に関しましては、譲渡人は、高齢のため耕作が困難となり、農業後継者もないことから、譲り渡すとされ、譲受人は、すでに利用権設定により耕作しており、経営規模安定のため譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、申請地はすでに譲受人が耕作している農地であり、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況から見て、また、譲受人の自宅及び所有田と隣接しており、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり、適用ありません。また、第3号の信託要件の規定についても、信託でないので、いずれも適用ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は約104アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、水稻作付けするほか、一部転用によりキウイフルーツが作付けされており、引き続き、一年を通して安定的に生産する計画であり、周辺は申請農地も含め、隣接する農地もほとんど譲受人が耕作しており、有効活用でき、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第12番

原田 雅之委員

12番の原田です。議案第32号1番について、10月3日に申請人と現地で確認しましたので、報告いたします。

申請地は、10年前より譲受人が利用権を設定し、水稻、及び一部転作にて、果樹を栽培し、畦の草刈り等、管理も十分行き届いておりました。また、譲渡人は、高齢で、今後も農業後継者もない為、譲渡したいとのことでした。譲受人は、農業経営規模安定を考えており、以前より、借り受けていた申請地を取得し、営農活動を安定的に経営したいとのことでした。農業機械保有状況も軽トラ1台、トラクター1台、コンバイン1台、動力散粉機1台等を保有しており、また、耕作者も譲受人夫婦が主とし、同敷地内に居住の農業後継者の長男夫婦が補っていくとのことでした。

申請地は、譲受人宅と隣接しており、耕作に便利であると同時に申請地周辺農地も譲受人が耕作しており、周辺農家との連携もスムーズに行えています。

後継者もあり、意欲的かつ丁寧な栽培を行っており、何ら問題ないと考えます。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第32号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番について事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、2番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●に所在する農地の田、1筆、合計1,454平方メートルでございます。

権利移動の事由に関しましては、譲渡人は高齢により耕作困難であることから譲渡したいとされ、譲受人は、自宅の近隣地であるため、購入し、稲作をする予定で譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況から見て、また通作距離は600メートルと近距離であり、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定は個人であり、適用ありません。また、第3号の信託要件の規定についても、信託でないので、いずれも適用ありません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は34アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻栽培を行う計画であり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの

現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第 5 番

秋貞 啓子委員

5 番の秋貞でございます。

去る 10 月 5 日、譲受人と譲渡人及び地区推進委員も交えて、現地を確認してまいりました。

申請地は、国道沿いの入りやすい田でありまして、譲受人は、自宅とも近い申請地を耕作したいとの思いで購入することを申し出され、譲渡人の方も現在すでに高齢を理由に管理を依頼している譲受人に譲りたいということで、両者の思いが合致致しました。耕作につきましては、問題ないと思われまますので、ご検討をお願いします。

議長（杉村会長）

ありがとうございました。

只今の 2 番の案件につきまして、一括して質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

第 4 番

徳本 勉委員

譲受人の年齢とか、農機具の保有状況とか、その辺はどうなっていますか。

第 5 番

秋貞啓子委員

譲受人の年齢は、64 歳。トラクターが 1 台、草刈り機が 2 台、田植機が 1 台、軽四トラック 1 台、コンバイン 1 台です。

第 4 番

徳本 勉委員

分かりました。それだったら、十分できると思います。農業経営的にはちょっと心配ですが、譲受人はサラリーマンですか。

第 5 番

秋貞啓子委員

職業は農業です。

議長（杉村会長）

その他ございませんか。

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第 32 号 2 番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

(追加議案書の配布)

ここでお諮りいたします。

只今、「農業委員の辞任について」の議案が別添のとおり提出されました。

これを議案に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議ありませんので、よって、「農業委員の辞任について」を議案に追加し、ただちに議題といたします。

それでは、議案第34号「農業委員の辞任について」につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議案第34号「農業委員の辞任について」をご説明いたします。
平成29年7月27日付けで、第18番●●農業委員より、農業委員会会長宛に「辞表」の提出がございました。

農業委員会等に関する法律第13条には、「委員は、正当な事由があるときは、市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」と規定されております。

「農業委員会の同意」は、農業委員会の総会の議決により、総会出席委員の過半数の賛成によって行うものとされておりますことから、今回、議案として追加上程させていただいたところでございます。

辞任の理由につきましては、辞表の中で「一身上の都合」とあります。

ご本人は、8月、9月と総会での欠席が続く中、今後の総会についても出席は望めません。

さらに、今回の改選で●●委員は、会長職務代理者に就任され、会長の職務を代理する場合が起きた時に、対応できない状況であります。

総合的に判断して、辞任は致し方ないと考え、同意をお願いするものであり

ます。

また、●●委員が担当されていた地区については、これから●●地域の委員相互で、調整をお願いしたいと考えております。

本日議決がいただければ、速やかに、任命権者であります、木村健一郎周南市長宛に辞表をご提出いただき、受理されましたら、正式に辞任という運びとなります。

また、後任の委員の補充でございますが、「周南市農業委員会の委員の募集等の手続きに関する要綱」第4条で、市長は、委員の欠員がその定数の3分の1を超えたときは、法、規則及びこの要綱の定めるところにより、速やかに委員の推薦の求め又は募集を行い、議会の同意を得て補充するものとする、という規定があることから、当面この規定を適用させまして、補充は行いません。

また、●●委員が就いておられます会長職務代理者につきましては、市長辞表受理後の11月10日の総会において、会長職務代理者の互選を議題として上程し、選任をお願いしたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

議長（杉村会長）

説明が終わりました。

只今の案件につきまして質疑を行ないます。

ご意見、ご質問はございませんか。

第10番

西田 孝美委員

●●委員は認定農業者になっていますよね。周南市では認定農業委員10名という規定があった訳ですね。その分のクリアーについて、どうされるのか、説明してください。

事務局長

はい、ご説明申し上げます。●●委員は認定農業者でございます。新法の改正農業委員会法では、農業委員の過半数が認定農業者でなければならない、という規定がございます。周南市の場合は農業委員が19名でございますので、10名が認定農業者ということになります。このことはご承知のことでございます。この規定につきましては、当初の選任の体制の時の規定でございまして、

それが欠員になり、新たに募集をかける時につきましては、西田委員おっしゃいましたように、過半数を超えるように募集をかけなければならないと。例えば欠員が3分の1を超えたときですので、7名の欠員で、7名の募集になりますが、その内、4名が認定農業者であれば、その時4名は認定農業者を募集するということになります。現時点では、認定農業者は過半数に足りないということになりますが、欠員のままでよいという国の解説がございます。以上です。

第10番

よろしいです。

西田 孝美委員

議長（杉村会長）

その他、ご質問はございませんか。

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第34号につきまして採決を行います。

挙手をもって採決します。

議案第34号につきまして賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数ですので、農業委員の辞任につきましては、原案のとおり決定いたします。

以上で、審議案件は終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第46号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の3ページをお願いいたします。報告第46号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は3件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の報告第46号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、以上で報告第46号を終わります。

続きまして、報告第47号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の4ページをお願いいたします。報告第47号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は14件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたことをご報告いたします。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の報告第47号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

第10番

西田 孝美委員

はい。10番、西田ですが、47号の中の9番ですが、これだけの面積を転用されるということですが、宅地分譲でなく、資材置場ということですが、資材置場で資材とは何を指しておるのか、ご説明下さい。

事務局次長

市街化区域の届出ですが、添付書類の中に、そういった詳細な資材がどういうものかまで報告を求めておりません。ただ、資材置場ということで受理しております。併せて開発行為でない旨の届出についても建物でなく、資材置場ということで届出もされております。

第10番

西田 孝美委員

この譲渡人ですが、この方は山口県を代表する有数のカーネーション農家ですが、それ以上答えられないならやめましょう、後日でもいいですから、教えて下さい。

事務局長

詳しいことは後日お知らせしますが、開発行為でない旨の届出ということで市長宛に届け出がございましたけれども、下記の土地は資材置場であって、宅地造成ではありませんと、ということで建築指導課の方で受理があった訳でございます。書類的にはそれが出ているだけでありまして、うちの方は詳しいものは求めておりません。また、詳細を聞きまして、ご報告させていただきたいと思っております。

議長（杉村会長）

よろしいでしょうか

第10番

私の方はそれでよろしいです。

西田 孝美委員

第4番

徳本 勉委員

今の件で、追加でお聞きしたのですが、譲受人が購入されるのに、いくら投資されるのかお聞きしたいんですが。というのは、上の8番は、一般1種住居地域です。9番について第1種中高層住宅の市街化区域になってます。ということは資材置場にしたら非常にもったいないという考えが当然成り立つんですけども、その辺をどういう風にフォローしていくかお聞きしたいんです。

事務局長

金額的なことをお聞きされたいということですか。

第4番

徳本 勉委員

そうですね。取りあえずは。というのは、第1種中高層住宅の地域になりますよね。ということはかなり大きな建物が建てられるということですよ。ということはそれだけの投資をしているのではないかと。いう風に思わざるを得ない。本当に資材置場にするんだったらこれだけの面積何に使うのか、確認する必要があるのではないかと思いますよ。ただ、5条の届出ですから、確認できないのかも知れませんが、資材置場にしないんだったら、その辺の指導をしなければいけないのではありませんか。

事務局長

転用は、あくまで、資材置場として出ている訳ですから、資材置場にしない

ということについては、この時点で何も申し上げることはできませんので、あくまでも資材置場として出ておる訳ですから、資材置場にされるんだろうと思います。これ以上申し上げることはできません。詳細が分かればご報告してもいいとは思いますが、書類上求めておりますのは、5条の届出は金額的なものとか投資金額はこれまでも書類上求めてきておりません。法律的にもいりませんので、書類の不備ということでもございません。ということでご理解を賜ればと思います。

資材の内容につきましては、書類提出は行政書士の方で、そちらに聞いて内容が分かればご報告したいと思います。

議長（杉村会長）

どうでしょうか。

第4番

分かりました。

徳本 勉委員

議長（杉村会長）

その他ございませんか。特に発言がないようですので、以上で報告第47号を終わります。

続きまして、報告第48号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページをお願いいたします。報告第48号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は6件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたことをご報告いたします。以上でございます。

議長（杉村会長）

只今の報告第48号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第48号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成29年第11回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時35分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成29年10月10日

周南市農業委員会

会 長 杉 村 龍 男

委 員 徳 本 勉

委 員 笠 井 保 雄